# 第3次行革プランの変更について (平成28年3月改定)

財政フ	レ	_	厶		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
定員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
給与(	特	別	職、			般	職	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
仕事と	生	活	の	調	和		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
事務事	業	(	私	立ī	高	等	学	校	等	生	徒	授	業	料	軽	減	補.	助	)	•	•	•	•	1	3
事務事	業	(	高	斯令·	者	大	学	運	営	事	業	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
事務事	業	(	ιζι	る	さ	ځ	創	生	推	進	費	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
投資事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
青野運	動	公	苑		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
企業庁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
公社等	(	総	括	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
公社等	(	(	公	財	)	兵	.庫	県	生	₹	か	゛し゛	倉	凒	協	会	;)	•	•	•	•	•	•	2	3
自主財	源	の	確	保	(	法	人	事	業	税	超	過	課	税		県	民	緑	税	)	•	•	•	2	4

項 目 5 平成30年度 までの財政 フレーム (P6-P14)

### (1) 試算の前提条件

### 経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年2月公表)のうち<u>「中期財政計画」を踏まえ</u> た経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定

行

現

							( <u>Ĕ</u>	单位:%)_
X	分	<u>H26</u>	<u>H27</u>	H28	H29	H30	H31	H32
名目経済成長率		<u>1.7</u>	<u>2.7</u>	3.3	<u>3.1</u>	3.9	3.5	3.6

直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから 乖離率を乗じないこととする。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5カ年(平成21~25年度))]

(単位:%)

区分	<u>H21</u>	H22	H23	H24	H25	<u>H21</u> ~ <u>H25</u> 平均
全国A	<u>96.8</u>	<u>101.3</u>	98.7	<u>100.1</u>	<u>101.8</u>	<u>99.8</u>
兵庫県 B	<u>94.1</u>	<u>103.7</u>	<u>98.9</u>	<u>99.6</u>	<u>100.2</u>	<u>99.3</u>
乖離 B/A	0.972	1.024	1.002	0.995	0.984	0.996

#### 歳入

#### ア 県税等

平成<u>26</u>年度年間見込及び平成<u>27</u>年度地方財政対策を踏まえた平成<u>27</u>年度当初予算をもとに平成<u>28</u>年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値(1.1)を用いて算定

- (ア) 所得課税・消費課税税目:前年度年間見込額×経済成長率×1.1(弾性値)
- (イ) 上記以外 : 前年度年間見込額×経済成長率 地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定
- ・平成29年4月1日からの税率改定 1.7% 2.2%

#### イ 交付税

平成26年度算定をもとに、下記により算定

(7) 基準財政収入額

a 平成<u>26</u>年度 : 算定額

b 平成27年度 : 当初予算見込額

c 平成28~30年度 : 前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算

d 地方消費税率の改定に伴う増収額:100%を算入

### 変 更 後

### (1) 試算の前提条件

#### 経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(<u>平成28年1月公表</u>)のうち、経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定

				( <u>È</u>	单位:%)_
区分	H28	H29	H30	H31	H32
名目経済成長率	3.1	2.4	3.9	3.5	3.6

直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから 乖離率を乗じないこととする。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5カ年(平成<u>22~26</u>年度))]

(単位:%)

区分	H22	H23	H24	H25	<u>H26</u>	H22~H26平均
全国A	<u>101.4</u>	98.7	<u>100.0</u>	<u>101.7</u>	<u>101.5</u>	<u>100.7</u>
兵庫県 B	<u>105.1</u>	<u>97.7</u>	<u>99.3</u>	<u>102.6</u>	<u>102.7</u>	<u>101.5</u>
乖離 B/A	1.036	0.990	0.993	1.009	1.012	<u>1.008</u>

### 歳入

#### ア 県税等

平成<u>27</u>年度年間見込及び平成<u>28</u>年度地方財政対策を踏まえた平成<u>28</u>年度当初予算をもとに平成<u>29</u>年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値(1.1)を用いて算定

- (ア) 所得課税・消費課税税目:前年度年間見込額×経済成長率×1.1(弾性値)
- (1) 上記以外 : 前年度年間見込額×経済成長率

地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定

・平成29年4月1日からの税率改定 1.7% 2.2%

税制改正のうち、平成29年度以降に影響が生じる下記の改定については、見込んでいない。 い。

### ・平成28年度税制改正

消費税率(国・地方)10%段階において行われる地方法人課税の偏在是正(法人住 民税交付税原資化の拡大、地方法人特別税・譲与税制度の廃止、法人事業税交付金の 創設)等

・平成29年度税制改正(見込)

<u>県費負担教職員制度の見直し(給与負担等の指定都市への移譲)に係る個人住民税</u> 所得割の税源移譲

#### イ 地方交付税等

平成27年度算定をもとに、下記により算定

(7) 基準財政収入額

a 平成27年度 : 算定額

b 平成28年度 : 当初予算見込額

c 平成29年度~ : 前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算

d 地方消費税率の改定に伴う増収額:100%を算入

現 行 頂 (イ) 基準財政需要額 5 平成30年度 a 公債費:毎年度の所要額を算定 までの財政 b 公債費以外 フレーム (a) 平成26年度 : 平成26年度算定額 (P6 - P14) (b) 平成27年度 : 当初予算見込額 (c) 平成28年度~:平成27年度見込額に毎年度1.8%(人件費のベア及び社会保障関係 費の歳出増加額に見合う伸び率)を乗じて試算 ・人件費ベア 0.7% ・社会保障関係費 1.1% c 消費税率引き上げに対する対応 (a)平成27年度分 平成27年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う社 会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上 (b)平成28年度以降 平成27年度社会保障関係費充実分の当初予算額に、国・地方の社会保障関係費充 実分の伸び率を乗じて試算 (伸び率(財務省試算)H28:100%、H29:170.4%、H30:121.7%) 「参考]地方消費税率引き上げにおける収入割合(見込)「対象年度ベース] 区分 H26 H27 H28 H29 H30 H31 0.7%引き上げ分 30% 95% 100% 100% 100% 100% 0.5%引き上げ分 30% 95% 100% 歳出 ア 人件費 員:現行の削減計画に基づく定数削減を反映 (ア) 定 (イ) 給 与:平成27年度当初予算をもとに試算 給与抑制措置については、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、 国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小 (ウ) ベ ア:平成28年度以降、経済成長率の概ね1/3とした率で算定 (I) 定期昇給:平成27年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏 まえて算定 (オ) 退職手当:平成27年度当初予算時における今後の定年及び勧奨退職者の見込数をもと に算定 イ 公債費 平成25年度発行実績及び平成26年度年間発行見込に基づく公債費見込額 平成27年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上 発行利率:「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年2月公表)における経済再生 ケースの名目長期金利 (単位:%)

X

名目長期金利

H26

0.4

<u>H27</u>

1.2

H28

1.8

H29

2.3

H30

3.0

(イ) 基準財政需要額

a 公債費:毎年度の所要額を算定

b 公債費以外

(a) 平成<u>27</u>年度 : 平成<u>27</u>年度算定額

(b) 平成<u>28</u>年度 : 当初予算見込額

(c) 平成<u>29</u>年度~:平成<u>28</u>年度見込額に人件費の<u>給与改定</u>及び社会保障関係費の歳出

増加額に見合う伸び率を乗じて試算

変 更 後

・平成29年度:1.0%(給与改定 0.4%、社会保障関係費 0.6%)

・平成30年度以降:1.2%(給与改定 0.6%、社会保障関係費 0.6%)

c 消費税率引き上げに対する対応

(a)平成28年度分

平成<u>28</u>年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う 社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上

(b)平成29年度以降

平成<u>28</u>年度社会保障関係費充実分の当初予算額に、国・地方の社会保障関係費充実分の伸び率を乗じて試算

(伸び率(財務省試算)H29:170.4%、H30:121.7%)

「参考]地方消費税率引き上げにおける収入割合(見込)「対象年度ベース]

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%
0.5%引き上げ分				30%	95%	100%

### 歳出

### ア 人件費

(ア) 定 員:現行の削減計画に基づく定数削減を反映

(イ) 給 与:平成28年度当初予算をもとに試算

給与抑制措置については、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、 国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮 小

/ 124 /A . . . . . . . .

(ウ) 給与改定:平成29年度以降、経済成長率の概ね1/3とした率で算定

(I) 定期昇給:平成<u>28</u>年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定

(1) 退職手当:平成28年度当初予算時における今後の定年及び勧奨退職者の見込数をもと

に算定

### イ 公債費

平成<u>26</u>年度発行実績及び平成<u>27</u>年度年間発行見込に基づく公債費見込額 平成<u>28</u>年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上 発行利率:「中長期の経済財政に関する試算」(<u>平成28年1月公表</u>)における経済再生 ケースの名目長期金利

				( =	<u> 単位:%)</u>
区分	H28	H29	H30	H31	H32
名目長期金利	0.7	<u>1.4</u>	<u>2.2</u>	3.2	<u>3.9</u>

H32

4.0

H31

3.5

項目	現行	変 更 後
5 平成30年度 までの財政 フレーム (P6 - P14)	発行年限:平成 <u>27</u> 年度発行において、超長期債から10年債へ発行額を <u>500</u> 億円振り替え、金利を低減(毎年 <u>5</u> 億円程度)	発行年限:平成28年度発行において、超長期債から10年債以下へ発行額を500億円振り替え、金利を低減(毎年 10億円程度) 繰上償還:平成27年度 180億円(H29,30,31満期分) 平成28年度55億円(H31満期分(後年度の公債費縮減) (単位:億円 操上償還額 H28 H29 H30 H31 公債費減計 H27:180億円 70 70 30 10 180 H28:55億円 - 18.5 18.5 18 55 計 70 88.5 48.5 28 235
	ウ 行政経費 (ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額 (イ) 所要額を個別に算定する事業 a 社会保障関係費(国制度充実分) (a) 平成27年度 : 当初予算額を計上 平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本 県見込額を計上 (b) 平成28年度以降: 平成27年度の社会保障の充実に係る歳出額に、消費税率の引上げに伴う国・地方の社会保障充実の伸び率を乗じて試算 [参考]地方消費税増収分の使途(国・地方)  区 分	ウ 行政経費 (ア) 行革プランに記載している事業 見直しに基づく所要額 (イ) 所要額を個別に算定する事業 a 社会保障関係費(国制度充実分) (a) 平成28年度 : 当初予算額を計上     平成29年度 (国制度充実分) (b) 平成29年度以降:     平成28年度の社会保障の充実に係る歳出額に、消費税率の引上げに伴う国・地方の社会保障充実の伸び率を乗じて試算 [参考]地方消費税増収分の使途(国・地方)     区 分
	エ 投資的経費 (ア) 平成27年度から平成30年度までの通常事業費は、平成26年度の通常事業費を基本額とし、これに平成27年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。 (イ) 平成28年度以降は、原則として平成27年度と同額とする。 (ウ) 通常事業費 事業費 = (通常事業費) × (H27地財計画の投資水準の伸び率) 国庫補助事業費 = 1,020億円×99.1% = 1,010億円 県単独事業費 = 560億円×99.0% = 555億円	エ 投資的経費 (ア) 平成28年度から平成30年度までの通常事業費は、平成27年度の通常事業費を基本額とし、これに平成28年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。 (イ) 平成29年度以降は、原則として平成28年度と同額とする。 (ウ) 通常事業費 事業費 = (通常事業費) × (H28 地財計画の投資水準の伸び率) 国庫補助事業費 = 1,010億円×100.8% = 1,020億円 県単独事業費 = 555億円×101.2% = 560億円

頂 5 平成30年度 までの財政 フレーム (P6 - P14)

現

行

### (I) 別枠加算分

a 災害関連等事業 台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額

b 緊急防災・減災事業費

平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率100%、 交付税措置70%)を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業 の所要額(平成27~28年度:100億円/年)

c 山地防災・土砂災害対策事業

平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債(起債充当率100%、交付税措置28.5%)を活用し、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の取組み拡充の所要額(平成27~30年度:25億円/年)

### [ 各年度の投資事業費総額 ]

(単位:億円)

	区分	H27	H28	H29	H30	<u>H27</u> ~30計
国庫	通常事業費	1,010	<u>1,010</u>	1,010	1,010	4,040
補助	災害関連等事業	<u>49</u>				<u>49</u>
事 業	小 計	1,059	1,010	1,010	1,010	4,089
	通常事業費	<u>555</u>	<u>555</u>	<u>555</u>	<u>555</u>	2,220
県単独	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	<u>100</u>	<u>100</u>			<u>200</u>
事業	山地防災・土砂災害対策事業	<u>25</u>	25	25	<u>25</u>	<u>100</u>
	小 計	<u>680</u>	<u>680</u>	<u>580</u>	<u>580</u>	2,520
	合 計	1,739	1,690	<u>1,590</u>	1,590	6,609

### (3) 財源対策

ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行

ただし、県債残高を抑制する観点から、平成<u>28</u>年度以降の行革推進債の発行額は、平成 27年度並の200億円を上限

イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率(単年度)の目標 の範囲内で活用

### 変 更 後

- (I) 別枠加算分
- a 災害関連等事業 台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額
- b 緊急防災·減災事業費

平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率100%、 交付税措置70%)を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業 の所要額(平成28年度:110億円/年)

c 山地防災・土砂災害対策事業

平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債(起債充当率100%、交付税措置28.5%)を活用した第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26~30年度)の取組み拡充の所要額(平成28~29年度:25億円/年、平成30年度:15億円/年)

平成27年度:事業実施条件の整っている箇所を前倒し実施(10億円)

### [ 各年度の投資事業費総額 ]

(単位:億円)

					12 . 1013/
	区分	H28	H29	H30	<u>H28</u> ~30計
国庫	通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060
補助	災害関連等事業	<u>24</u>			<u>24</u>
事 業	小計	1,044	1,020	1,020	3,084
	通常事業費	<u>560</u>	<u>560</u>	<u>560</u>	1,680
県単独	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	<u>110</u>			110
事業	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	<u>15</u>	<u>65</u>
	小 計	<u>695</u>	<u>585</u>	<u>575</u>	<u>1,855</u>
	合 計	1,739	<u>1,605</u>	<u>1,595</u>	4,939

### (3) 財源対策

ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行

ただし、県債残高を抑制する観点から、平成<u>29</u>年度以降の行革推進債<u>及び退職手当債</u>の 発行額は、平成28年度並の200億円を上限

イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率(単年度)の目標 の範囲内で活用

項目				現	<del>行</del>	Ī			<u> </u>				变	更後			
	(4) 財政運営の	D目標							(4)	財政運営の目標	<b>五</b> 元						
での財政フレー   ム								(単位:億円、%)	_								(単位:億円、
( P6 - P14 )	区分			H30年度ま	での見込み			H30年度までの目標		区分			H30年度ま	での見込み			H30年度までの目標
	2 71	H25	H26	H27	H28	H29	H30	180千度までの日標		E 71	H25	H26	H27	H28	H29	H30	1100年度& (の日1分
	収 支 均	衡 -	-	-	-	-	25	収支均衡 (歳出歳入対策後) [改革期間後半]		収 支 均 衡	-	-	-	-	-	Ω	収支均衡 (歳出歳入対策後) 【改革期間後半】
	プライマリバラン [臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き	942	618	772	1,126	1,419	1,612	黒字 【毎年度】		ブ ラ イ マ リ ー パ ラ ン ス 臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き	942	940	754	937	1,225	1,373	黒字 【毎年度】
	実質公債費比(単年度	率 (20.1%) 16.6%	(20.1%) 16.5%	20.9%	19.8%	17.9%	17.1%	18%水準 [H30]		実質公債費比率 (単年度)	(20.1%) 16.6%	(19.1%) 15.4%	19.2%	18.5%	17.2%	16.7%	18%水準 【H30】
	財 県 債 残 県 債 残 にはいる はいます はい	高 91.9%	90.5%	88.4%	85.9%	82.3%	78.2%	H19の80%水準 【H30】	財政運営	県 債 残 高 臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き	91.9%	89.3%	87.9%	85.2%	82.2%	78.2%	H19の80%水準 [H30]
	の 目 将来負担比 標 震災関連県債残高 除き	率 268.1%	275.7%	273.1%	265.0%	249.3%	233.9%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】		将来負担比率 震災関連県債残高 除き	268.1%	262.3%	268.2%	268.2%	259.2%	246.2%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】
	県 債 管 理 基 活 用	金 1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】		県債管理基金 活 用 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】

1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。

41.1%

96.5%

県債管理基金積 立 不 足 率

経常収支比率

(34.9%)

97.3%

96.3%

45.1%

43.9%

96.3%

40.3%

95.0%

31.6%

93.5%

経常収支比率 97.3% 96.0% 96.5% 96.8% 96.1% 94.8%

1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。

40.3%

42.1%

40.5%

36.9%

40.0%

H19の2/3水準

(39.0%)

[H30]

90%水準 【H30】

H19の2/3水準

(39.0%)

[H30]

90%水準

[H30]

県債管理基金積 立不足率

(34.9%)

8.9%

<sup>2</sup> 経常収支比率は、臨時財政対策債の償還に係る公債費や社会保障関係費等の経常的経費の増加に伴い上昇する傾向にある。

<sup>2</sup> 経常収支比率は、国の経済・財政再生計画において、地方一般財源総額が平成28年度から平成30年度まで実質的に平成27年度までと 同水準に据え置かれたことや、臨時財政対策債の償還に係る公債費及び社会保障関係費等の経常的経費の増加に伴い上昇する傾向に ある。

項 目

での財政フレー

厶

(P6 - P14)

### 変 更 後

### 5 平成30年度ま (5) 財政フレーム (事業費ベース)

																(単位:億円)		
区  分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	20~30計	参 31年度	考 32年度
県 税 等		8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	40,225	7,310	8,090	8,205	8,550	9,325	41,480	81,705	9,705	10,015
地 方 消 費 税 率 改 定 分										205	795	815	990	1,430	4,235	4,235	1,515	1,535
地 方 交 付 税 等		3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	28,110	4,655	4,330	4,205	4,330	4,155	21,675	49,785	3,960	3,965
国 庫 支 出 金		1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	13,125	1,715	1,810	1,695	1,695	1,735	8,650	21,775	1,735	1,720
特 定 財 源	į	3,920	4,090	5,870	5,980	5,400	4,340	4,200	29,880	3,485	3,150	3,880	3,885	3,870	18,270	48,150	3,815	3,775
起	i	1,170	1,040	1,285	1,020	1,000	1,230	910	6,485	935	1,025	890	770	760	4,380	10,865	745	745
その他の一般財源	į	340	310	330	300	240	200	250	1,630	205	215	190	200	200	1,010	2,640	200	200
歳 入 計	. А	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	119,455	18,305	18,620	19,065	19,430	20,045	95,465	214,920	20,160	20,420
人 件 費		6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	34,270	5,425	5,335	5,335	5,340	5,340	26,775	61,045	5,315	5,320
公 債 費	!	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	16,300	2,895	2,955	2,825	2,875	2,930	14,480	30,780	2,990	3,040
臨 時 財 政 対 策 債 分		165	200	230	300	335	360	360	1,785	450	515	585	645	715	2,910	4,695	785	860
そ の 他		2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	14,515	2,445	2,440	2,240	2,230	2,220	11,575	26,090	2,210	2,190
県 税 交 付 金		2,070	1,970	990	870	830	840	930	6,430	1,005	1,415	1,380	1,475	1,725	7,000	13,430	1,745	1,920
地方消費税率改定分										105	395	405	495	715	2,115	2,115	730	820
  行 政 経 費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	53,155	7,580	7,395	8,105	8,325	8,455	39,860	93,015	8,510	8,535
	特財	3,400	3,720	5,340	5,620	5,210	4,170	3,775	27,835	3,220	2,850	3,545	3,530	3,520	16,665	44,500	3,520	3,525
社会保障の充実分等	総額									90	450	445	670	765	2,420	2,420	765	765
投 資 的 経 費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	14,030	1,890	1,900	1,740	1,605	1,595	8,730	22,760	1,580	1,580
	起債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	6,460	935	1,025	890	770	760	4,380	10,840	745	745
	総額	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255	8,425	1,020	1,110	1,045	1,020	1,020	5,215	13,640	1,020	1,020
	起債	500	470	720	600	570	820	555	3,735	440	480	455	445	445	2,265	6,000	445	445
	総額	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895	5,605	870	790	695	585	575	3,515	9,120	560	560
	起債	670	570	540	420	440	410	355	2,735	495	545	435	325	315	2,115	4,850	300	300
新規事業枠分		0	(10)	(20)	(30)	(30)	(30)	(30)	(150)	(35)	(35)	(35)	(35)	(35)	(175)	(325)	(35)	(35)
歳 出 計	-+	20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	20,260	19,590	124,180	18,795	19,000	19,385	19,620	20,045	96,845	221,025	20,140	20,395
収支不足額 A - B	-	1,280	1,105	850	755	770	650	610	4,740	490	380	320	190	0	1,380	6,120	20	25
財 源 対 策 額 E + F + G		1,280	1,105	850	755	770	650	610	4,740	490	380	320	190	0	1,380	6,120	0	0
退職手当債の発行		370	430	300	250	250	250	200	1,680	200	200	100	100	0	600	2,280	0	0
行革推進債の発行		290	350	240	250	250	100	170	1,360	125	150	100	90	0	465	1,825	0	0
県債管理基金の活用		620	325	310	255	270	300	240	1,700	165	30	120	0	0	315	2,015	0	0
最終収支C+D 1 臨時財政対策債 減収補遺債は 地方交付税等欄に計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	25

<sup>1</sup> 臨時財政対策債、減収補填債は、地方交付税等欄に計上 2 災害復旧事業は除く

<sup>2</sup> 火告後に事業は除い 3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある 4 平成25~26年度の歳入の起債欄及び投資的経費・単独事業の起債欄には、地域の元気臨時交付金を含む 5 新規事業枠分の( )書きは行政経費の内数

目 変 更 後 項 5 平成30年度ま 【財政運営目標等の見通し】 (単位:億円) 参 考 19年度 20年度 21年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 22年度 23年度 20~25小計 30年度 26~30小計 30-19 での財政フレー 31年度 32年度 プライマリーバランス 696 940 754  $\Delta$ 236 809 682 942 937 1,225 1,373 1,599 1,432 1,382 (P6-P14) | 実質公債費比率(単年度)% 2.2 18.9 21.0 22.2 19.8 (19.5) (19.4)(20.1)(19.1)19.2 18.5 17.2 16.7 17.9 17.8 16.6 15.5 16.6 15.4 震災関連県債除き% 15.0 14.6 15.2 14.7 12.9 10.9 11.3 10.5 12.9 14.3 13.5 0.7 13.9 14.7 2.7 実質公債費比率(3か年平均)% 20.7 (20.2)18.3 17.5 17.3 17.5 20.2 19.9 21.0 (20.5)(19.5)(19.6)(19.5) (19.4) 19.5 17.3 16.2 17.1 17.7 15.8 震災関連県債除き% 13.2 13.5 14.9 14.8 14.3 12.8 11.7 10.9 11.6 12.6 13.5 0.8 13.9 14.3 発 行 1,883 1,853 1,790 1,495 1,608 1,520 1,260 1,284 1,377 1,090 759 1,124 744 744 39,932 6,340 33,592 34,455 35,753 37,039 38,050 39,086 39,825 40,442 40,893 40,851 40,560 39,208 38,523 債 \_ 残 高 臨時財政対策債、減収補填債75%分除き 33,651 33,547 32,975 32,392 31,766 30,855 29,998 29,533 28,630 26,276 7,316 24,980 23,775 県 債 残 高 ( 震 災 分 ) 8,460 8,037 7,605 7,136 6,675 5,757 5,303 4,851 4,386 3,999 3,629 4,831 3,250 2,881 6,216 県債残高(臨財債等除き)/標準財政規模(倍) 3.3 3.0 2.7 0.7 2.0 3.3 3.2 3.1 -2.8 2.6 2.4 2.1 366.4 350.2 333.0 332.2 327.3 312.2 294.3 67.4 来 負 担 比 率 % 361.7 360.1 351.7 345.0 341.1 281.4 268.8 26.1 274.2 275.7 271.8 262.3 268.2 246.2 237.9 228.8 震災関連県債残高除き% 272.3 282.7 271.7 268.1 268.2 259.2 **債 管 理 基 金 残 高** 1,867 1,650 1,646 2,461 (3.040) (3.477)(4.090)3,762 3,524 3,455 3,724 4,269 2,402 4,542 5,172 3,530 4,667 5,720 県債管理基金ルール積立額 1,054 1,159 1,296 1,353 1,446 1,358 1,289 1,233 1,201 1,436 1,393 523 1.474 1,456 465 県 債 管 理 基 金 取 崩 額 465 250 249 91 186 271 168 120 県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率 % 40.3 58.5 59.8 65.2 53.2 (48.4) (44.8)(34.9)40.0 42.1 40.5 36.9 21.6 31.6 28.0 40.2 25.6 8.9 97.3 96.5 8.7 94.7 常 収 支 比 率 % 103.5 98.3 94.5 99.3 98.8 96.0 96.8 96.1 94.8 94.9 震災関連公債費除き% 93.0 88.5 93.3 92.8 91.4 90.3 90.9 91.8 91.8 91.0 91.0 91.3 1 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる 2 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の( )書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値

(2) 定員・給与等 ア.定員 (P34) (P34) (P34) (P34) (P34) (P36) (P36) (P36) (P37)	p専門的知識を生かすため、引き続き
<u>雇用と年金の接続の観点から、常時勤務を活用する。</u>	行う。

現 行 項 目 1 特別職 行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の中期財政計画の動向 |(2) 定員・給与等| を踏まえ、段階的に抑制措置の縮小を図る。 イ.給与 (P35-36) (1) 給料の減額 区分 答申による見直し 行革による減額 合 計 5% 12% 17% 副知事 5% 8% 13% 4% 9% 教育長等 5% 防災監等 5% 1.6% 6.6% (2) 期末手当の減額 答申による見直し 行革による減額 合 計 区分 知 25% 30% 5% 副知事 5% 23% 28% 5% 教育長等 21% 26% 5% 25% 防災監等 20% (3) 退職手当の減額 答申による見直し 行革による減額 区分 計 知 25% 5% 30% 副知事 25% 5% 30% (参考) 平成 27 年度特別職・議員の年収削減の状況(平成 19 年度との比較) [特別職] 人事委員会勧告 行革による 答申による 区分 合計 に準じた削減額 削減額 削減額 知 事 125 万円 413 万円 31 万円 569 万円 副知事 107 万円 260 万円 25 万円 392 万円 削減内容

H21: 0.25月 H22: 0.15 月

└H26: + 0.15 月、地域手当 + 0.50% ノ

[議 員]

区分	答申による 削減額(率)	行革による 削減額(率)	人事委員会勧告 に準じた期末手 当の削減額	合計
議員	81 万円 ( 5%)	48万円 ( 5%)	35万円	164 万円

期末手当 特別職と同じ

(P31)

3 附属機関等

(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進

附属機関及び要綱等に基づく協議会等について、引き続き新設の抑制、設置の必要性の低 下したものの統廃合等を推進する。

委員報酬額については、行革上の措置として、日額は16%減額、月額は8%減額とする。

1 特別職

行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の経済・財政再生計画 の動向を踏まえ、段階的に抑制措置の縮小を図る。

変 更 後

(1) 給料の減額

区分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	5%	9%	<u>14%</u>
副知事	5%	6%	<u>11%</u>
教育長等	5%	3%	8%
防災監等	5%	1.2%	6.2%

(2) 期末手当の減額

区分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	5%	20%	25%
副知事	5%	<u>18%</u>	23%
教育長等	5%	16%	21%
防災監等	5%	<u>15%</u>	<u>20%</u>

(3) 退職手当の減額

(同左)

(参考) 平成 28 年度特別職・議員の年収削減の状況(平成 19 年度との比較)

「特別職 ]

区分	答申による 削減額	行革による 削減額	人事委員会勧告 に準じた削減額	合計
知 事	125 万円	336万円	18万円	479 万円
副知事	107 万円	211 万円	15万円	333 万円

削減内容

「H21:期末手当 0.25月 H22:期末手当 0.15月

H26:期末手当+0.15月、地域手当+0.50%

H27:期末手当+0.05月、地域手当+0.25%

「議員]

区分	答申による 削減額(率)	行革による 削減額(率)	人事委員会勧告 に準じた期末手 当の削減額	合計
議員	81 万円 ( 5%)	48万円 ( 5%)		158 万円

期末手当の削減内容は特別職と同じ

3 附属機関等

(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進

(同左)

委員報酬額については、行革上の措置として、日額は12%減額、月額は6%減額とする。

項目	現行	変 更 後
(2) 定員・給与等 イ.給与 (P38-39)	<ul> <li>2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</li> <li>(1) 本県独自の給与抑制措置 給与抑制措置は平成 20 年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における 本県の財政状況、国の<u>中期財政</u>計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図る こととし、その具体的内容は毎年度定める。</li> </ul>	<ul> <li>2 一般職         行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</li> <li>(1) 本県独自の給与抑制措置         給与抑制措置は平成 20 年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。</li> </ul>
	(2) 平成 27 年度本県独自の給与抑制措置 給料の減額 ア 行政職は平成 26 年度と比較して、減額措置を管理職は 1/5、一般職は 1/4 縮小 イ 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小	(2) 平成 28 年度本県独自の給与抑制措置 給料の減額 ア 行政職は平成 26 年度と比較して、減額措置を管理職は <u>2/5</u> 、一般職は <u>2/4</u> 縮小 イ 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小
	(参考)平成 26 年度の減額措置 [管理職] [一般職員]   部長・局長級 7 %減額 主任専門員級 3 %減額 課長級 6 %減額 班長・主査・主任級 2.8%減額 副課長級 4 %減額 若手職員 2.5%減額 (注)地域手当は含まない	(参考)平成 26 年度の減額措置 (同左)
	期末・勤勉手当の減額 役職に応じて、平成 26 年度と比較して次のとおり減額措置を縮小 局長級以上 2.5%縮小 課長級 3%縮小 主任専門員級以上 2%縮小 班長・主査・主任級以下 減額措置終了	期末・勤勉手当の減額 役職に応じて、平成 26 年度と比較して次のとおり減額措置を縮小 <u>課長級以上</u> <u>4 %縮小</u> <u>副課長級</u> <u>3 %縮小</u> 主任専門員級以下 <u>減額措置終了(一般職員の減額措置終了</u> )
	(参考) 平成 26 年度の減額措置 [管理職] [一般職員]  部長級 14%減額 主任専門員級 4%減額  局長級 13%減額 班長・主査・主任級 1%減額  課長級 10%減額 副課長級 4%減額  (注)地域手当は含まない (役職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 6% 5% 4% (管理職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 5%	(参考)平成 26 年度の減額措置 (同左)
	管理職手当の減額 管理職全員 20%減額	管理職手当の減額 (同左)

項目		現行										奖	更 便	後				
(2) 定員・給与等 イ.給与 (P38-39)	(参考) 地域手当の支給状況 平成 27 年度は人事	委員会勧告に基づ		<u>前年度</u> 0.5%引上げ					地域手当0 平成 27 年 <u>平成 27</u> 年	度 <u>当初</u> は、 度は、平原	<u>平成 26</u> 成 27 年人	事委員会	会勧告に基	基づき、対	対 27 年度	<b>達当初 0.</b> :	25%引上	げ
	区分	平成19年度	平成20~	$\overline{}$	平成27				区分	平成 19 年度	平成 20~		平成27:	年度当初	平成2	7年度	平成28	年度当初
				対 19 年度		対前年度				400/	0.0/	対19年度	0.50/	対26年度	0.750/	対理制	0.750/	対27年度
	1級地	10%	8 %	2%	8.5%	+0.5%			1級地 2級地	10% 7 %	8 % 5 %	2 % 2 %	8.5% 5.5%	+0.5% +0.5%	8.75% 5.75%	+0.25% +0.25%	8.75% 5.75%	<u>± 0%</u> <u>± 0%</u>
	2 級地 3 級地	7 % 5 %	5 % 3 %	2%	5.5% 3.5%	+0.5%			3級地	5 %	3 %	2%	3.5%	+0.5%	3.75%	+0.25%	3.75%	± 0% ± 0%
	H25.7~H27.3の間、								J MX26	J /0	J /0	270	0.070	1 0.070	<u>3.7370</u>	10.2070	3.7370	<u>± 0 70</u>
	平成 27 年度職員 1 区 分	人あたりの年収削 行革による 削減額	勧告(3	(平成 19 年 P成21~ <u>26年</u> よる削減額	)	) 計			平成 <u>28</u> 年 区	分	行革	の年収削 による  減額	勧告(	!(平成 1 平成21~ <u>2</u> よる削減額	7年)	の比較) 合詞	†	
	部長級	123 万円		34 万円	15	7万円			部長		1	10 万円		24 万円	9	134 ]	万円	]
	課長級	81 万円		26 万円		7万円			課長			71 万円		18 万円			万円	]
	全職員平均	26万円		19万円	4	<u>5万円</u>			全職員	員平均		23万円	- N/15	13 万円	9	36 ;	万円	j
	旅費(宿泊料)の身 ア 特別職 実費支給(上限・		(H21   H22	i内容 I: 0.35月 2: 0.20月 3:+0.15月	、地域手当 ·	+0.50%			旅費(宿氵 (同左)	白料)の見	直し		Н1 Н2 Н2 <u>Н2</u>	<ul><li>両内容</li><li>☆1:期末・</li><li>☆2:期末・</li><li>☆6:期末・</li><li>☆7:期末・</li></ul>	<u>勤勉</u> 0 <u>勤勉</u> + 0 <u>勤勉</u> + 0	.35 月 .20 月 .15 月、: .10 月、:	地域手当 地域手当	+ 0.50% + 0.25%
	実費支給(上限 イ 一般職 国・他府県、民間 を現行 2 区分から 4	間の宿泊料の支給	犬況、旅費	支給の事務	処理を考慮し	し、宿泊地	の区分											

A地域:県の地域手当1級地のうち政令市(神戸市)

10,900円

国の地域手当 1~5 級地のうち政令市

B地域:県の地域手当1級地のうち政令市以外(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市)

9,800円

国の地域手当 1~5 級地のうち政令市以外

C 地域:県の地域手当2級地(姫路市、明石市、川西市)

国の地域手当6、7級地

11,800円

D地域:県の地域手当3級地(その他)

国の地域手当非支給地

8,700円

項 目		現行			変 更 後
(2) 定員・給与等 ウ.仕事と生活 の調和	1 多様な働き方の推進 職員が仕事と生活をバ くりを進める。	<b>「ランス良く両立させるため、各種支援制度を利用しやすい職場</b>	 環境づ  	多様な働き方の推進 (同左)	
(P40)	(参考)主な制度			(参考)主な制度	
	制度	概要		制度	概要
	(1)育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合		(1)育児休業	(同左)
	(2)育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)		(2)育児短時間勤務	(同左)
	(=)13787431-34333	3 3 12000 1330 3 C (213 7 C 2021 ( 1 20 22 33 33 33 C 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 2		(3)フレックスタイム制	<u>小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介</u> 護する場合
	(3)在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合		<u>(4)</u> 在宅勤務	(同左)
	<u>(4)</u> 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)		<u>(5)</u> 子育て支援休暇	(同左)
	(5)男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を 養育する場合(年5日)		(6) 男性の育児参加休暇	
	<u>(6)</u> 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)		<u>(7)</u> 介護休暇	(同左)
	(7)自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)		(8)自己啓発等休業	(同左)
	<u>(8)</u> ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)		 (9)ボランティア休暇	(同左)
	起週割がに プリでは、XJ	率的な業務執行などにより引き続き、その縮減を図る。		(同左)	

項目	現行	変 更 後
(3) 行政施策 ア.事務事業 (私立高等学校等生 徒授業料軽減補助) (P45-46)	私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立高等学校の生徒の学費負担を軽減するため実施している授業料軽減補助について、 <u>国の就学支援金の制度改正等を踏まえ見直す。</u> 1 見直し内容 (1) 授業料軽減補助単価の見直し	私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立高等学校の生徒の学費負担を軽減するため実施している授業料軽減補助について、 <u>さらなる就</u> 学機会の確保のため拡充する。 1 見直し内容 (1) 授業料軽減補助単価の見直し 国の就学支援金に上乗せして措置している授業料軽減補助 <u>を拡充する。</u> (2) 隣接府県の私立高校への通学生の取り扱い
	隣接府県内の私立高校への通学生について、隣接府県から本県内の私立高校への通学生に対する授業料助成制度がある場合は従前どおりの取り扱いとし、助成制度がない場合はその1/2の補助額とする。 なお、県内私立高校通学生に対する本県の授業料軽減補助額と上記補助額との差額を限度として、隣接府県内の私立高校への通学生に対する奨学金貸付の対象とする。	
	2 実施時期 <u>平成 26 年度</u> ただし、 <u>見直し</u> 後の制度は、 <u>平成 26 年度</u> 入学者から適用する。	2 実施時期 <u>平成 28 年度</u> ただし、 <u>拡充</u> 後の制度は、 <u>平成 28 年度</u> 入学者から適用する。
	[国の就学支援金の改正案を前提とした場合]	[国の就学支援金 <u>と授業料軽減の内容</u> ]
	(1) 国の就学支援金制度の改正 所得制限の導入	<u>((1)を削除する)</u>
	<u> </u>	<u>((2)の表題のみ削除する)</u> <u>(1)</u> 生活保護世帯 (同左)
	全国平均授業料(378,624円) 県内平均授業料(約379,000円) 全国平均は直近の平成24年度確定値、県内平均は平成25年度暫定値 年収250万円未満世帯 ・授業料軽減補助単価:82,000円 国の就学支援金(297,000円)と併せ、県内平均授業料(約379,000円)まで補助し、授業	<u>(2)</u> 年収 250 万円未満世帯 (同左)
	料の実質無償化を図る 年収 250 万円以上~350 万円未満世帯 ・授業料軽減補助単価: 40,000 円 国の就学支援金の増加額(9,400 円)と併せ、現行の授業料軽減補助額(50,000 円) に相当する額を補助	(3) 年収 250 万円以上~350 万円未満世帯 ・授業料軽減補助単価: <u>82,000 円</u> 年収 250 万円未満世帯と同額を補助
	上伯ヨ9 る顔を補助	(4) 年収 350 万円以上~590 万円未満世帯 <u>・授業料軽減補助単価:21,000 円</u> (3)の区分の平成 28 年度からの増加額(42,000 円)の 1/2 に相当する額を補助

項目			現	行					変更	後		
(3) 行政施策 ア.事務事業 (P45	(参考)補助受給額(国の就学支援金+授業料軽減補助) (1人あたり単価)					(参考)補助受給額(1人あたり単価)	(国の就学支援st	金+授業料軽減ネ	甫助)			
				ロエリンラは								
	階層別の	Tロベニ佐山		県内私立高校	4 D	*=1.D. A	階層別の	県内私立高校           現行制度 A         見直し後 B				*31D A
	所得基準	現行制		見直し行		差引 B - A	所得基準					差引 B - A
	上 生活保護世帯		,600 授業料軽減補助	379, 就学支援金	000 授業料軽減補助	21,400	生活保護世帯	379, 就学支援金	授業料軽減補助		,000 授業料軽減補助	0
	工作体设置市	<u> </u>	120,000	<del>机子又拨立</del> 297,000	82,000	21,400	年収 250 万円未満	<u> </u>	82,000	297,000	82,000	o
		307		379,				297,000			,600	
	年収 250 万円未満		授業料軽減補助		授業料軽減補助	71,400	年収 250 万円以上	就学支援金	授業料軽減補助		授業料軽減補助	42,000
	1 1/2 200 / 3   3 / 1 / 1 / 1	237,600	70,000	297,000	82,000	7 1, 100	~350万円未満程度	237,600	40,000	237,600	82,000	12,000
		228		277,				178,			,200	
	年収 250 万円以上		授業料軽減補助		授業料軽減補助	49,400	年収350万円以上	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	21,000
	~350万円未満程度	178,200	50,000	237,600	40,000	, , , ,	~590万円未満程度	178,200	0	178,200	21,000	, , , , ,
		148		178,				118,		·	,800	
	年収350万円以上	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	29,400	年収590万円以上	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	0
	~590 万円未満程度	118,000	30,000	178,200	0		~910万円未満程度	118,800	0	118,800	0	
	年収 590 万円以上	118	,800	118,	800					対象外		
		就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	b o	年収910万円以上程度	対象	<b></b>			-
	~910 刀门木/间性及	118,800	0	118,800	0							
	~ 910 万円未満程度 	118,800		0								
	年収910万円以上程度	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	118,800						
		118,800	0	0	0							

項目	現 行	変 更 後
(3) 行政施策 ア.事務事業 (高齢者大学運営事業) (P53)	高齢者大学運営事業  広域的に活躍する地域づくり人材の育成など県が実施する高齢者大学の役割の徹底を図るため、高齢者の多様な学習ニーズにも対応しながら講座内容の見直しを図る。 阪神シニアカレッジについては、学科ごとに学習室が分散し非効率な運営にあることから、運営体制を効率化し、学生の活動に対する支援や交流の推進を図るため、学習室の集約を検討する。  1 見直し内容 (1) 専門的・実践的な講座内容への見直し  趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確にするため、各高齢者大学においてフィールド学習やワークショップ等の手法の拡充、地域マネジメント力の習得(グループ・団体運営、ITによる広報等)、事業展開のスキルアップ(地域づくりの企画力向上、コミュニティビジネスの展開等)に向けた講座の実施など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容の一層の充実を図る。	<ul> <li>齢者の多様な学習ニーズにも対応しながら講座内容の見直しを図る。</li> <li>阪神シニアカレッジについては、学科ごとに学習室が分散し非効率な運営にあることから、学生の活動に対する支援や交流の推進を図るとともに、運営体制を効率化するため、学習室を集約する。</li> <li>1 見直し内容         <ul> <li>(1) 専門的・実践的な講座内容への見直し(同左)</li> </ul> </li> </ul>
	(2) 阪神シニアカレッジの見直し 運営体制の効率化を図りつつ、在学生や卒業生の学科を越えた交流や地域づくり活動を推進 するため、4箇所に分散している学習室の集約を検討する。 (参考)阪神シニアカレッジの現状	(2) 阪神シニアカレッジの機能向上 在学生や卒業生の学科を越えた交流や地域づくり活動をさらに推進するとともに、運営体制 の効率化を図るため、4箇所に分散している学習室を宝塚健康福祉事務所の新庁舎整備にあわ せて集約する。  (参考) 阪神シニアカレッジの集約案 場所 宝塚健康福祉事務所庁舎 3~4階 規模 2,000㎡ 学科教室 大教室(合同講座)、中教室(学科別講座)、小教室(阪神 ひと・まち創造講座)、図書室 機能 交流スペース 交流ホール(学生交流・地域交流)、ゲープ・活動室(ゲートプ・ 学習・活動)、学生自治会室 事務室等 事務室、地域活動支援セッケー、講師控室、共用部等  2 実施時期 ・(同ち)
	平成 26 年度~:専門的・実践的な講座内容への見直し	・(同左) ・ <u>平成 28~30 年度:宝塚健康福祉事務所・阪神シニアカレッジの整備</u> ・ <u>平成 30 年度~:集約した学習室の運営開始</u>

項目	現	変 更 後
(3) 行政施策 ア.事務事業 (ふるさと創生推進費)	ふるさとづくり推進費  地域が抱える多様な課題に対応し、地域ビジョンや地域活性化の実現に向けて、県民局が地域の実	
(P58)	情に応じて行う取組みを支援する事業を創設したが、事業期間である3年間(平成23年度~25年度)が経過することから、事業を廃止する。 地域の夢推進費による取組みの評価・検証を踏まえるとともに、新たな地域課題やニーズ等を踏まえ、「ふるさとづくり推進費」を創設する。	<u>と創生推進費」を創設する。</u> <u>なお、「ふるさとづくり推進費」は廃止する。</u>
	1 見直し内容  地域の夢推進費は、平成 23 年度に改定した地域ビジョンの実現に向けて、地域がその実情に 応じて実施する活性化のための取組みを支援するために展開してきたが、3年間を事業期間とし て実施してきたものであることから、廃止する。 今後、本格的な人口減少社会に向かう中で、ふるさと意識を醸成し、地域を愛する人々ととも に元気なふるさと兵庫づくりを進めていく必要があり、県民、事業者、地域団体等の主体的な取 組みを引き出すことが一層求められることから、「ふるさとづくり推進費」を創設する。 なお、平成 25 年度に実施している「地域の元気創出事業(県民局チャレンジ枠事業)」については廃止し、「ふるさとづくり推進費」に一本化する。	するため、ふるさとづくり推進費等を措置してきた。 全国的に地方創生が求められるなか、本県では産官学金労言の専門家で構成する「兵庫県地域 創生戦略会議」を設置し、専門的な見地から意見を聴取し、9月県議会で議決を得て「兵庫県地 域創生戦略」を策定した。 県民局・県民センターにおいても同様に策定した地域創生戦略に基づく事業等を積極的に推進
	2 <u>ふるさとづくり推進費</u> (1) 対象事業 県民局・県民センターが裁量を持ち、地域のきめ細かな課題に対応していくという枠組みは維持しつつ、県民や市町等との連携をさらに強化した「ふるさとづくり」を推進するため、次のような新たな取組みを導入する。 ・幅広い県民等からの提案を踏まえた県と県民等との協働事業 ・地域再生に取り組む地域を応援するための地域の施設整備への市町と共同した支援等	2 <u>ふるさと創生推進費</u> (1) 対象事業 <u>地域創生戦略の事業を基本に、県と県民等との協働事業、市町と共同で支援する地域再生に</u> 係る施設整備等を含め、県民局・県民センターが主体的に選択した地域創生に資する事業
	(2) 配分 <u>・通常枠</u> ソフト事業は一律、ハード事業は、人口、面積、市町数や財政力、政令市や中核市の有無等を 考慮して傾斜配分 <u>・特別枠</u> 各年度の地域の特別事情による需要に対応するため、通常枠とは別枠で配分	(2) 配分 <u>人口、面積、市町数や財政力、政令市や中核市の有無等を考慮して傾斜配分</u> <u>ただし、各年度の地域の特別事情による需要に対応するため、総額の枠内で上記とは別に配</u> <u>分する場合がある。</u>
	3 実施時期 平成 26 年度	3 実施時期 平成 28 年度

項目現

(3) 行政施策 イ.投資事業

(P92 - P93)

- 1 事業費の見直しの考え方
- (1) 平成 27 年度から平成 30 年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。
- (2) 国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む)及び県単独事業の事業費は、それぞれの<u>平成</u> 26 年度通常事業費に<u>平成 27 年度</u>地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。 (平成 27 年度地方財政計画の伸び率)

国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む) <u>0.9%</u> 地方単独事業(緊急防災・減災事業を除く) 1.0%

- (3) 平成28年度以降は、原則として平成27年度と同額とする。
- (4) 平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率 100%、交付税措置 70%)を活用し、緊急 3 ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び平成 26 年 8 月豪雨災害を踏まえ、自然災害防止事業債(起債充当率 100%、交付税措置 28.5%)を活用して、第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画の取組みを拡充する山地防災・土砂災害対策事業を別枠で措置する。
- 2 各年度の投資事業費
- (1) 基本の考え方

各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う 事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。

(2) 平成 27 年度以降の投資事業費

国庫補助事業

ア 通常事業費

(<u>平成 26 年度</u>通常事業費) × (<u>平成 27 年度</u>地方財政計画の伸び) = 1,020 億円×99.1% = 1,011 億円 1,010 億円

- イ 別枠加算分
- (7) 災害関連等事業

49 億円

平成 26 年 8 月豪雨等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所 要額

(単位:億円)

		区分	`			<u>H27</u>	H28	H29	H30	H <u>27</u> ~30計
通	常	事	Ì	業	費	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040
災	害 関	連	等	事	業	<u>49</u>				49
	É	<b>/</b> IT	計			1,059	1,010	1,010	1,010	4,089

#### 県単独事業

### ア 通常事業費

(平成 26 年度通常事業費)×(平成 27 年度地方財政計画の伸び)

= 560 億円 × 99.0% = 554 555 億円

- イ 別枠加算分
- (ア) 緊急防災・減災事業費 100億円/年(平成27~28年度)

平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率 100%、交付税措置 70%)を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業

### 1 事業費の見直しの考え方

- (1) 平成 28 年度から平成 30 年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。
- (2) 国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む)及び県単独事業の事業費は、それぞれの<u>平成</u> 27 年度通常事業費に平成 28 年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。

(平成28年度地方財政計画の伸び率)

国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む) <u>+0.8%</u> 地方単独事業(緊急防災・減災事業を除く) <u>+1.2%</u>

- (3) 平成29年度以降は、原則として平成28年度と同額とする。
- (4) 平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率 100%、交付税措置 70%)を活用し、緊急 3 ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び平成 26年8月豪雨災害を踏まえ、自然災害防止事業債(起債充当率 100%、交付税措置 28.5%)を活用して、第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画 (平成 26~30 年度)の取組みを拡充する山地防災・土砂災害対策事業を別枠で措置する。

### 2 各年度の投資事業費

(1) 基本の考え方

各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う 事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。

(2) 平成 28 年度以降の投資事業費

国庫補助事業

### ア 通常事業費

(<u>平成 27 年度</u>通常事業費)×(<u>平成 28 年度</u>地方財政計画の伸び) = 1,010 億円×100.8% = 1,018 億円 1,020 億円

#### イ 別枠加算分

(ア) 災害関連等事業

24 億円

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額

(単位:億円)

							( )	1 · 1613/
		区分			H28	H29	H30	H <u>28</u> ~30計
通	常	事	業	費	1,020	1,020	1,020	3,060
災	害 関	連	等	事 業	24			<u>24</u>
	슅	ì	計	•	1,044	1,020	1,020	3,084

#### 県単独事業

### ア 通常事業費

(<u>平成 27 年度</u>通常事業費)×(<u>平成 28 年度</u>地方財政計画の伸び) = 555 億円×101.2% = 561 560 億円

### イ 別枠加算分

(ア) 緊急防災・減災事業費

110 億円/年(平成 28 年度)

平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率 100%、交付税措置 70%)を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業

項目		ļ.	行					変 更 後	<b>发</b>		
(3) 行政施策 イ.投資事業 (P92 - P93)	(イ) 山地防災・土砂災害対策事業 平成 26 年 8 月豪雨災害を踏 ため、自然災害防止事業債(起 次山地防災・土砂災害対策 5 箇	まえ、緊急性 賃充当率 100	)%、交付	所などに7 税措置 28.	かかる対策	(イ) 山地防災・土砂災害対策 平成 26 年 8 月豪雨災害 ため、自然災害防止事業債 次山地防災・土砂災害対策 平成 27 年度:事業実施	<u>15 億</u> を踏まえ、緊急性 賃(起債充当率 10 € 5 箇年計画 <u>(平</u>	00%、交付和 成 26~30年	<u>え30 年度)</u> 所などにか 说措置 28.5 F <u>度)</u> の取 到しで実施	- かる対策を推進する 5%)を活用し <u>た</u> 第 2 組みを拡充実施	
	区分	<u>H27</u>	H28	H29		H <u>27</u> ~ 30計	区分	H28	H29	H30	H <u>28</u> ~ 30計
	通常事業費		<u>555</u>	<u>555</u>			通 常 事 業	費 560	<u>560</u>	<u>560</u>	1,680
	緊急防災・減災事業	100	<u>100</u>			200	緊 急 防 災 ・ 減 災 事	業 110			<u>110</u>
	山地防災・土砂災害対策事業	<u>25</u>	25	25	<u>25</u>		山地防災・土砂災害対策	業 25	25	<u>15</u>	<u>65</u>
	合 計	<u>=e</u>	680	580			合 計	<u>695</u>	<u>585</u>	<u>575</u>	<u>1,855</u>
	地方財政計画上、緊急防災・減災事 事業費総額( + )					地方財政計画上、緊急防災・ 事業費総額( + )	 減災事業の事業期	——— 間は平成 28	— <del>——</del> 年度まで	—	
	尹未貝総領 ( · · · )				<b>( 当</b>	尹未貝総(は T <i>)</i>			( 単位	z:億円)	
	区分	<u>H27</u>	H28	H29		位:億円) H <u>27</u> ~30計	区分	H28	H29		28~30計
	通常事業費	1,565	1,565	1,565	1,565			費 1,580	1,580	1,580	4,740
			1,303	1,303	1,303				1,000	1,300	24
	災害関連等事業	<u>49</u>	400			49	緊急防災・減災事				110
	緊急防災・減災事業	<u>100</u>	<u>100</u>		0.5	200	山地防災・土砂災害対策事		25	15	65
	山地防災・土砂災害対策事業	<u>25</u>	25	25	<u>25</u>		合 計	1,739	1,605	1,595	4,939
	合 計	<u>1,739</u>	<u>1,690</u>	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>	6,609		1,739	1,000	1,090	4,939

項目	現 行	変 更 後				
(3) 行政施策	青野運動公苑県有地信託事業	青野運動公苑				
カ. その他 青野運動公苑 (P122)	[改革の基本方向] 現行の信託事業については、経営改善策を検討し可能な対策に速やかに取り組むとともに、信託契約期間満了時に見込まれる借入残高は受託者との協議を踏まえ対応を検討する。当該施設は県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設であることから、信託契約期間満了後も引き続き、施設を運営することを基本とする。施設は知事部局が保有しつつ、運営は企業庁を基本とし、可能な限り収支改善を図り、収益の中から一定額を知事部局に支払う方向で検討する。企業庁借入金については、施設運営主体より受ける支払い、その他の特定財源を原資として返済していく方向で検討を進める。	[ 改革の基本方向 ]  当該施設は、企業庁が主体となり運営事業者とともに県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、また、地域振興施設として適切に運営する。 企業庁借入金については、企業庁からの納付金、その他の特定財源を基本に返済を検討する。  平成 27 年 11 月末に契約期間が満了した信託事業については、信託銀行の運営上の責任の有無について慎重に検討する。				
	<ul> <li>1 現行の信託事業に係る諸課題への対応         <ul> <li>・現行の信託事業の経営改善を図るため、ゴルフ場経営に詳しい専門家による経営実態調査等を行い、その結果を踏まえ、可能な対策について速やかに取り組む。</li> <li>・信託契約期間満了時(平成27年11月)において見込まれる事業の借入残高834百万円については、信託終了に向けた受託者との協議を踏まえ、対応を検討する。</li> </ul> </li> <li>2 信託契約期間満了後の対応         <ul> <li>・当該施設は、県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として整備され、平成3年の開業以来180万人近く、年間7万人超の県民に利用されてきており、今後も引き続き利用が見込まれることから、信託契約期間満了後も継続運営することを基本とする。</li> <li>・施設は知事部局が保有しつつ、運営は企業庁を基本とし、可能な限り収支改善を図り、収益の中から一定額を知事部局に支払う方向で検討する。</li> <li>・最高裁判決(平成23年11月)に基づき立替金及び商事法定利息等を支払うため、企業庁より借り入れた10,575百万円の借入金については、施設運営主体より受ける支払い、その他の特定財源を原資として返済していく方向で検討を進める。</li> </ul> </li> </ul>					
	(参考) 青野運動公苑県有地信託事業の概要 (1) 信託土地 加西市青野町字林ノ谷 490 番地 1 外 1,535,781.33 ㎡ (2) 信託目的	平成 27 年 12 月 1 日 ~ 平成 37 年 11 月 30 日 (10 年間) (3) 経営会議の設置 県(企業庁、企画県民部) 加西市、運営事業者で構成する「青野運動公苑経営会議」を設置し、経営方針、事業計画、地域振興方策等の重要事項を協議・決定 (4) 県(企業庁)への事業者からの納付金額 (10 年間総額) 基本納付金: 350 百万円 収入実績連動納付金: 毎年度の目標収入額を超えた額の 2 分の 1  2 信託事業の検証 ・ 平成 27 年 11 月末に契約期間が満了した信託事業については、信託銀行の善管注意義務の観点から運営方法の検証を行い、運営上の責任の有無について慎重に検討する。				

項目	現行	変 更 後
(4) 公営企業 ア.企業庁 (P123~126)	[改革の基本方向] 地域整備事業は、平成30年度末分譲進捗率約90%を目指し、現在、開発している地域での分譲推進等を優先する。新しい地域での開発は抑制する。 また、現在、事業進度を調整している用地について、その利活用を総合的に検討する。 水道用水供給事業は、適正な料金の設定を行うとともに、安全・安心な水を供給し、工業	[ 改革の基本方向 ]     地域整備事業は、平成 30 年度末分譲進捗率約 90%を目指し、現在、開発している地域での 分譲推進等を優先する。     事業進度を調整している用地について、その利活用を総合的に検討する。     地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。     (同左)
		(同生)
	2 企業庁経営の基本方針 新たな「企業庁経営ビジョン」のもとで、社会経済情勢、国の政策動向などを踏まえて、公営企業として限られた資源の選択と集中を図る。 具体的行動計画である「企業庁総合経営計画」に基づき、健全経営を確保するとともに、県	
	民生活の向上と地域振興を図る。 (1) 地域整備事業 平成 30 年代前半の街の熟成(平成 30 年度末分譲進捗率約 90%)を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。 事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。なお、その検討にあたっては、地元自治体をはじめとする関係者の理解と協力を得て進める。 新しい地域での開発は抑制する。	(1) 地域整備事業 平成 30 年代前半の街の熟成(平成 30 年度末分譲進捗率約 90%)を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。 事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。なお、その検討にあたっては、地元自治体をはじめとする関係者の理解と協力を得て進める。 地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合
	(2) 水道用水供給事業 (略) (3) 工業用水道事業	には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。 (2)(同左) (3)(同左)
	(略)	
	3 地域整備事業 (1) 既開発地区の分譲推進 各地区の特性、優位性を活かした企業立地や宅地分譲を推進し、平成 30 年度末に約 90%	3 地域整備事業 (1) 既開発地区の分譲推進 (同左)
	の分譲率をめざす。 また、工場立地件数、新築住宅戸数等の経済状況の動向を的確に捉えて機動的な分譲を推進する。 産業用地については、関西圏の大消費地に近く、東西への交通アクセスに優れているなど本県の企業立地における優位性をはじめ、各地域の特性、利点を捉えた立地促進を図る。 住宅用地については、地域の特性を活かした環境や品質に優れた用地の販売促進策を、地価動向を踏まえ検討する。	
	業務用地については、各地区の機能を強化するための施設誘致を行う。 (2) 事業進度調整地 播磨科学公園都市及びひょうご情報公園都市の中で、未だ土地造成を行っていない、いわゆる進度調整地などについては、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。	
	その検討にあたっては、地元自治体等の理解と協力を得て進める。 (3) 新規開発 <u>の抑制</u> <u>今後の人口減少、経済情勢等を踏まえて、新しい地域での開発は抑制する。</u>	(3) 新規開発 <u>地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合</u> <u>には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。</u>

項目	現 行	変 更 後
(4) 公営企業 ア.企業庁 (P123~126)	(4) 各地区での取組 地区ごとの付加価値・魅力を高め、競争力のある分譲戦略を構築する。 潮芦屋 (略) 神戸三田国際公園都市 (略) 播磨科学公園都市 (略) ひょうご情報公園都市 (略) 連名地区(志筑・生穂・佐野) (略)	(4) 各地区での取組 地区ごとの付加価値・魅力を高め、競争力のある分譲戦略を構築する。 ~ (同左)  小野市市場地区  企業立地の促進や雇用の確保など地域創生に取り組むため、県内の産業団地の状況も踏まえ、 企業庁と小野市が共同で新たな産業団地を整備する。 ・対象地域 : 小野市市場地区(約 40ha) ・事業期間 : 平成 28 ~ 33 年度(予定) ・企業庁と小野市の主な役割分担 ・企業庁 : 産業団地の造成及び分譲、産業団地整備に係る総合調整 ・小野市 : 道路、上下水道、公園等のインフラ整備、地元との協議調整への積極的な協力
		7 青野運動公苑 (1) 運営方針
	7 新規事業 県民ニーズの高い健康、環境、観光などの分野について、採算性を踏まえ、公営企業として の中長期的な取り組みを検討する。	<u>8</u> 新規事業 (同左)

項目		現	行			変 更 後		
(6) 公社等 (総括) (p152)	(2) 給与の見直し 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏 ア 理事長等の常勤役員 給料については、人事委 防災監と同様に減額措置 給料月額: 7% 地域手当:8% 8.59 期末手当: 25% (役職に応じた加算の	:員会勧告に基づく! の縮小を図る。 <u>6.6%</u> <u>後</u> <u>20%</u>	県の再任用職員の約	合料を考慮	(2) 給与の見直し 役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を ア 理事長等の常勤役員 給料については、人事委 特別職・管理職と同様に 給料月額: 6.6% 地域手当:8.5% 8.7 期末手当: 20% (役職に応じた加算の	員会勧告に基づく 減額措置の縮小を <u>6.2%</u> 7 <u>5%</u> 15%	県の再任用職員の約 図る。	合料を考慮
	   [標準給料月額]		(単位:円)		   [標準給料月額]		(単位:円)	
İ	区分	H19年度	H27 年度	7	区分	H19年度	H28 年度	7
	大規模団体や職務が困難な 団体の理事長等	500,000	450,000		大規模団体や職務が困難な 団体の理事長等	500,000	453,000	=
	大規模団体の専務理事・常務 理事や中規模団体の理事長等	450,000	391,000		大規模団体の専務理事・常務 理事や中規模団体の理事長等	450,000	394,000	
	中小規模団体の専務理事・ 常務理事等	400,000	357,000		中小規模団体の専務理事・ 常務理事等	400,000	<u>359,000</u>	
	(参考)役員報酬の見直し状況。 区 分	(年収額ベース) H19年度 (A)	<u>H27年度</u> (B)	(単位:万円) (B)-(A)	(参考)役員報酬の見直し状況 区 分	H19年度	<u>H28年度</u>	(単位:万円) (B)-(A)
	大規模団体や職務が困難な 団体の理事長等	922	786	<u>136</u> ( 15%)	大規模団体や職務が困難な 団体の理事長等	(A) 922	(B) <u>803</u>	<u>119</u> ( 13%)
	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	<u>683</u>	147 ( 18% )	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	698	132 ( 16%)
	中小規模団体の専務理事・ 常務理事等	738	624	114 _(15%)	中小規模団体の専務理事・ 常務理事等	738	<u>636</u>	102 ( 14%)
	イ 非常勤監事 月額報酬を <u>15%</u> 減額、 [標準給料月額]H1				イ 非常勤監事 月額報酬を <u>9%</u> 減額、 [標準給料月額]H1			

項目	現 行	変 更 後
(6) 公社等 (いきがい創造協会) (p156) (p160) 3 各 (公生)	を改革内容 事業の見直し (公財)兵庫県いきがい創造協会 ・各高齢者大学において地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容等を充実 ・阪神シニアカレッジについて、神戸・阪神地域の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4箇所に分散している学習室の集約を検討 ・指定管理施設(文教府、文化会館等)の一層の活性化に向け、地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行  「会団体の取組内容 取 組 内 容	変更後  2 主な改革内容 (2) 事業の見直し  (公財)兵庫県生きがい創造協会 ・(同左) ・阪神シニアカレッジについて、神戸・阪神地域の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進 ・(同左) ・文化会館等において、ふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた賑わい創出に つながる事業を実施  3 各団体の取組内容  団体名  収組内容  団体名  収組内容  (生涯学習の全県的支援機能の強化) 生きがい創造協会  (同左)  (高齢者大学の講座内容等の充実) (同左)
	ってきたか、その役割を一層明確化するため、各局齢者大学においてクループ・団体運営や地域づくりの企画力向上に係る講座、フィールド学習の拡充など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容・学習手法を充実 (阪神シニアカレッジの見直し) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、運営の効率化のため学科ごとに4箇所に分散している学習室の集約を検討 (文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行	(阪神シニアカレッジの機能向上) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4箇所に 分散している学習室の集約を県とともに推進 (文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行 文化会館等において、県民局のふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を 踏まえた賑わい創出につながる事業を実施

(7) 自主財源の確保 2 法人事業税超過課税 2 法人事業税超過課税 2 法人事業税超過課税	
イ・課税自主権の 活用 (P168 - P169)  本県経済の発展に向け、次世代を担う成長分野での産業育成や、世界に通用するオンリーワン企業の創出、少子高齢・人口減少社会の地域を支える産業の振興など、新たな経済・雇用活性化ブランの策定内容にあわせ、充当事業の内容を精査のうえ、検討する。  「3 県民緑税 緊急防災林整備、里山防災林整備、混交林整備、野生動物育成林整備及び住民参画型森林整備の計画的な推進を図る「災害に強い森づくり事業」や、都市地域等における環境改善や防災性の向上を図る「児害まちなみ緑化事業」について、第2期事業の効果を検証し、充当事業の内容を精査のうえ、税率のあり方を含め検討する。  「3 県民緑税 「場合計画的な推進を図る「災害に支い及づくり事業」を、都市地域等における環境改善や防災性の向上を図る「児民まちなみ緑化事業」について、第2期事業の効果を検証し、充当事業の内容を精査のうえ、税率のあり方を含め検討する。	法人事業稅超過課稅 「ひょうご経済・雇用活性化プラン」(平成 26~30 年度)に基づく将来を見据えた革新的 な施策や持続的な経済活動を支える安全基盤整備を推進するため、引き続き、法人事業稅超過 課稅を実施する。 第9期分超過課稅の内容] (1) 対 象:資本金(又は出資金)の額が1億円超、または、所得金額が年7,000 万円(収入 金額課稅法人は収入金額が5.6億円)超の法人 (2) 超過稅率:標準稅率の1.05億 (3) 適用期間:平成 28年3月12日から平成 33年3月11日までの間に終了する各事業年度分 (4) 稅収見込:約400億円(5年間) (5) 使 途 ものづくり産業とサービス産業のパランスのとれた「産業力」の強化 県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化 県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化 ・ 長民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化 ・ 集民総稅 ・ 平成 26年8月豪雨災害による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応しつつ、災害に強い森づくりや都市の緑化を一層推進するため、引き続き、県民緑稅を実施する。 第3期分超過課稅の内容] (1) 対 象 個人:1月1日現在で県内に住所等を有する人 法人:県内に事務所、事務所又は寮等を有する法人等 (2) 超過稅率: 個人:800日(個人県民稅均等割の標準税率1,000円に上乗せ) ・ 法人:標準稅率の均等割額の10%相当額 (3) 適用期間:  個人:平成 28~32年度分 ・ 法人:平成 28年4月1日~平成 33年3月31日までの間に開始する各事業年度分 (4) 稅収見込:約120億円(5年間) (5) 使 途 災害に強い森づくり 緊急防災稅整備、針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備、野生動物共生林整備、住民参画型森林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備、野生動物共生林整備、住民参画型森林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備、野生動物共生林整備、住民参画型森林整備、新市山防災林整備 ・ 県民まちなみ緑化事業 ・ 一般緑化、校園庭・ひろばの芝生化、駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、大規模都心緑化